

水際対策に関するガイドライン

目次

第1章 はじめに

1. 水際対策の基本方針
2. 水際対策の概要

第2章 水際対策の実施方針

1. 総論
2. 新型インフルエンザ発生前
3. 新型インフルエンザ発生時の初動対応

第3章 帰国を希望する在外邦人の支援

第4章 我が国来航者への対応

1. 発生国から入国しようとする外国人への対応
2. 第三国を経由して入国しようとする発生国在住・滞在者への対応

第5章 検疫の実施

1. 検疫実施空港・港の集約化
2. 濃厚接触者等に対する停留措置
3. 水際対策関係者の感染防止策

第6章 国内で新型インフルエンザが発生した場合の対応

参考資料 1：水際対策の概要

参考資料 2：邦人と外国人に関する措置と流れの概要

参考資料 3：国際航空機・旅客船の運行自粛要請の決定の流れの概要

参考資料 4：在外邦人輸送時の留意点

参考資料 5：自衛隊による在外邦人輸送を行うための条件

参考資料 6：国際航空機・旅客船の検疫集約化の方針決定の流れの概要

参考資料 7：新型インフルエンザが発生した際の政府の初動対応（例）

第1章 はじめに

- 海外で新型インフルエンザが発生した場合、国内への新型インフルエンザウイルスの侵入を防止するため、関係省庁のあらゆる施策を総合的に実施し、協調、連携して、水際対策に取り組む必要がある。本ガイドラインは、水際対策に関係する省庁の役割を明確にし、連携して、迅速かつ実効性のある、きめ細かな対応を行うために必要な指針を示したものである。

1. 水際対策の基本方針

- 海外で新型インフルエンザが発生した場合、水際対策を構築するに当たっては、次に掲げる課題の両立を可能な限り追求する必要がある。
 - ・ 新型インフルエンザに感染した又は感染したおそれのある者（以下「感染者」という。）の水際での侵入防止を徹底し、国内でのまん延を可能な限り防ぐこと
 - ・ 帰国を希望する在外邦人の円滑な帰国を実現すること

2. 水際対策の概要

- 海外で新型インフルエンザが発生した場合、直ちに新型インフルエンザ対策本部を設置し、関係省庁は、在外邦人への感染症危険情報の発出、新型インフルエンザに係る検疫を実施する空港・港（以下「検疫実施空港・港」という。）の集約化や濃厚接触者（「検疫に関するガイドライン」に規定する濃厚接触者をいう。以下同じ。）等に対する停留措置を開始する。また、感染者の侵入防止を徹底するために、新型インフルエンザの発生国・地域（以下「発生国」という。）からの外国人の入国や第三国を経由した入国を制限することを視野に入れつつ、発生国における在外邦人の安全と帰国手段の確保に努める。（参考資料1参照）

第2章 水際対策の実施方針

1. 総論

- 海外で新型インフルエンザが発生した場合、新型インフルエンザ対策本部は、その致死率、感染者が入国する可能性等を踏まえ、医学、公衆衛生の専門家からなる諮問委員会の意見を聞きつつ、総合的に検討を行い、実施方針を決定する。ただし、現場において混乱

が生じないように、在外邦人の帰国や外国人の入国については、国内の受入体制（検疫、停留の収容能力等）と整合的である必要があることに留意する。

- 水際対策の具体的な実施方針（在外邦人の帰国手段、帰国した在外邦人の停留、外国人の入国等のあり方）については、発生国における感染拡大の状況に応じ、いくつかのパターンが考えられる。

※ 対応パターンの例

	パターン1	パターン2
目的	感染者の入国を最大限防止	感染者の入国を抑制
想定される状況	直行便のある主要都市で発生し、緊迫した状況にあり、感染者の搭乗・乗船が十分予想される。	辺境地で発生し、当面、感染者の入国の可能性が低く、感染者の搭乗・乗船がほぼ想定されない。
検疫実施空港・港	集約化	集約化
停留措置の対象	当該主要都市又は発生国からの入国者全て（宿泊施設等に最大10日間停留）	濃厚接触者（医療機関・宿泊施設等に最大10日間停留）
航空機等の運航自粛	全便を対象に要請することを検討	当面なし。感染拡大に応じ検討
在外邦人の帰国手段	代替輸送手段	定期便で帰国
外国人への査証措置	査証発給停止	査証審査の厳格化

（注1）対応パターン1及び2は、極端な状況を想定しており、実際には様々な対応があり得る。

（注2）濃厚接触者の範囲については、新型インフルエンザの発生後、ウイルスの感染力等について得られた知見を踏まえて、早急に判断する。

2. 新型インフルエンザ発生前

- 厚生労働省は、企業の社員等が、新型インフルエンザの発生が予想される国・地域に赴任・出張をする場合は、あらかじめ国内の医療機関で医師の処方を受けた上で、抗インフルエンザウイルス薬を海外に持参し、服薬する方法等について広報・周知する。
- 外務省は、在外邦人が、滞在国における新型インフルエンザの発生の際に、自らの判断と責任において、帰国するか否かを適切に選択することができるよう、滞在国における感

染拡大の状況、医療体制や治療薬など治療手段の入手可能性、滞在国政府の方針等について適時正確な情報を発出する。

- 外務省、厚生労働省及び関係省庁は、新型インフルエンザの発生時における混乱を避け、帰国を希望する在外邦人の円滑な帰国を実現するために、日頃から新型インフルエンザの発生情報に関して諸外国や国際機関と緊密に情報交換できる体制を整え、新型インフルエンザの発生の疑いの段階で情報を入手する。

3. 新型インフルエンザ発生時の初動対応

1) 初動対応の検討・準備

- 海外で新型インフルエンザが発生した疑いがある場合、政府は、関係省庁対策会議を開催し、情報の集約・共有・分析を行うとともに、WHOや諸外国の動向を踏まえつつ、政府の初動対応について協議・検討する。
- 関係省庁対策会議の決定を受け、関係省庁は次に掲げる対応をとる。
 - ・ 外務省は、最初の感染症危険情報（不要不急の渡航延期、退避の可能性の検討）を発出し、査証申請の際、「健康状態質問票」等の追加書類を徴収し、査証審査を厳格化する。
 - ・ 厚生労働省は、航空機・船舶に対する検疫を強化するよう検疫所に指示する。
 - ・ 関係省庁は、発生が確認された場合に備え、水際対策の実施に向けた協議・検討を開始する。
- 新型インフルエンザが発生した疑いが強まった場合、WHOでは、フェーズ4の宣言を行うのに先立ち、地域封じ込めの検討に入ることが予想されることから、その時点で、関係閣僚会議を開催し、検疫実施空港・港の集約化等の準備について指示を行う。

2) 新型インフルエンザ対策本部の設置と初動対応方針の決定

- WHOがフェーズ4を宣言すると同時に、新型インフルエンザ対策本部を設置する。同本部は、WHOや諸外国の動向も踏まえつつ、感染症危険情報の発出、検疫実施空港・港の集約化、停留の実施、外国人への査証発給の停止（外交・公用目的での渡航及び緊急事案を除く。）を開始することを決定する。
- WHOの宣言が遅れ、それ以前に我が国として早急に対応すべきと判断される場合には、WHOの宣言を待たずに、関係閣僚会議において、上記決定を行う。

3) 感染症危険情報の発出

- 外務省は、WHOによる勧告、発生国の状況（感染拡大状況、医療体制等）、主要国の動向を踏まえ、状況の変化に応じ、関係省庁対策会議又は新型インフルエンザ対策本部に報告の上、感染症危険情報を発出する。また、WHOが地域封じ込めを行う場合、在外邦人に対し、協力を呼びかける。

新型インフルエンザの発生の疑いを把握したとき (WHOのフェーズ4宣言前)	「不要不急の渡航については、延期も含め検討してください。」 「あらかじめ今後の退避の可能性も含め検討してください。」
WHOのフェーズ4が宣言される等新型インフルエンザの発生が確認されたとき	「渡航は延期してください。」 「今後、出国ができなくなる可能性及び現地で十分な医療が受けられなくなる可能性もあります。退避については、これらの点も含め検討してください。」 「帰国に際しては、停留される可能性もあることに留意してください。」
例外的ケース ※発生国当局が出国禁止措置をとった場合等	「現地の安全な場所に留まり、感染防止策を徹底してください。」

- 外務省は、在外邦人に対し関連情報として、以下の情報を発出する。
 - ・感染者の発生状況
 - ・感染防止策
 - ・現地の医療体制、防疫措置（出国制限等）の状況
 - ・民間航空機等の運航状況
 - ・現地に留まる場合の注意事項（生活物資の備蓄等）
 - ・大使館相談窓口の連絡先及び領事窓口体制
 - ・我が国における検疫強化の具体的情報（濃厚接触者の考え方を含む。）
 - ・関係省庁が発出する国内措置

4) 現地に留まる在外邦人支援のための在外公館の体制

- 在外邦人及び在外公館の職員などのための抗インフルエンザウイルス薬・个人防护具（マスク等の個人を感染から守るための防護具）等の重点的備蓄や、医療関係者の派遣を検討する。
- 在外公館の職員等に対するプレパンデミックワクチンの接種を行う。

第3章 帰国を希望する在外邦人の支援

(1) 基本的な考え方

- 感染者を除き、国内の受入体制に留意しつつ、帰国を希望する在外邦人を円滑に帰国させる。
- 発生前後の時期では、在外邦人の多くが民間航空機の定期便で帰国するものと思われるが、仮に、発生国政府の方針や新型インフルエンザ対策本部の決定による運航自粛要請等により、発生国からの定期便の運航が停止することがあれば、特に、医療事情の悪い地域において、帰国手段を断たれた在外邦人の退避オペレーション（代替輸送手段の活用等）が必要となる。（参考資料2参照）
- なお、WHOの方針に基づいた発生国政府の決定により、地域封じ込めの観点から運航停止や出国制限の措置がとられた場合、これに対する協力を行うとともに、在外邦人の帰国が速やかに行われるよう最大限努力する。退避オペレーションを進めるかどうかについては、公衆衛生上の観点や国際世論等を見極め、慎重に判断を行う。

(2) 帰国手段の確保

1) 民間航空機等の定期便・臨時便

- 帰国を希望する在外邦人については、感染者の搭乗等が想定されない状況において、できるだけ早く定期便で帰国してもらうことが望ましい。このため、在外公館を通じ、在外邦人に早期帰国を呼びかけるとともに、航空会社に臨時便（増便）運航の検討を呼びかける。
- 直行便が発着する都市で新型インフルエンザが発生し、緊迫した状態にある場合、感染者の侵入防止の徹底や国内の受入体制に対応した入国者の量的・時間的調整を行う観点から、航空会社や船舶会社に対し、発生国からの航空機・旅客船の運航自粛等を要請する。
- 運航自粛要請を行う場合、帰国を希望する在外邦人に与える影響は重大であることから、新型インフルエンザの致死率や感染力、帰国を希望する在外邦人の数、利用可能な代替輸送手段の有無とその能力、発生国による代替輸送手段受入れの可能性、第三国経由の入国者が増加する可能性、国際的義務、国際社会の動向等を踏まえ、総合的かつ慎重に検討を行うことが必要である。
- 運航自粛要請を行う場合の手順は、次に掲げるとおりとする。（参考資料3参照）

- ・ 厚生労働省は、発生国からの航空機・旅客船の運航自粛等の必要性について、IHRの要件の充足の有無を確認するとともに、国土交通省との連携の下、当該措置の国際的な水準から見た妥当性に関し慎重な考慮を払いつつ、検討を行う。
- ・ 厚生労働省は、外務省及び国土交通省との協議の上、新型インフルエンザ対策本部に運航自粛についての方針を上申し、同本部は方針を決定する。
- ・ 同本部の決定を踏まえ、国土交通省は各事業者あて決定内容を伝達し、外務省は在外邦人に対し決定内容を周知するよう努める。

2) 民間航空機等のチャーター便

- 新型インフルエンザの感染拡大の状況や国内の受入体制を踏まえ、在外邦人の帰国を早めてもらう必要がある場合、臨時便とともに、チャーター便の活用を検討する。
- また、発生国側の事情により定期便が運航停止した場合や、航空会社や船舶会社に対し定期便の運航自粛を要請する場合は、在外邦人の帰国手段を確保するため、政府専用機等の派遣の検討を進めるとともに、チャーター便の活用について航空会社等と協議する。

(注) チャーター便は、基本的には在外邦人を対象とするが、友好国から同国の国民の退避への協力を要請された場合、国際協力及び人道的観点から配慮することもある。

3) 政府専用機、自衛隊の航空機・艦船の派遣

- 政府専用機、自衛隊の航空機・艦船による在外邦人の輸送については、民間航空機等の輸送能力、利用可能な航空機等の機種、機体の手配に要する時間等を総合的に勘案して、在外邦人の保護についての新型インフルエンザ対策本部の決定に基づき、外務省から防衛省への依頼により行う。この場合、自衛隊機等により、在外邦人を発生国から検疫実施空港・港まで輸送することを検討する。(参考資料4参照)
- 外務省から在外邦人の輸送依頼があった場合、防衛省は、輸送の安全について外務省と協議し、これが確保されていると認めるときは、自衛隊法(昭和29年法律第165号)第84条の3の規定に基づき、当該邦人の輸送を行うことができるが、このためには、いくつかの条件を満たすことが必要となる。(参考資料5参照)

4) 海上保安庁の航空機・巡視船の派遣

- 海上保安庁の航空機等を使用する場合、新型インフルエンザ対策本部の決定を踏まえ、外務省から邦人輸送について協力要請を行う。ただし、海上保安庁の航空機・巡視船の輸送能力は限定的であり、巡視船の場合、一定の日数がかかることに留意する必要がある。(参考資料4参照)

- 海上保安庁の航空機等についても、自衛隊機等の場合と同じく、輸送の安全を確保するための条件を満たすことが必要である。

(3) 新型インフルエンザに感染した又は感染したおそれのある在外邦人への対応

- 外務省・在外公館では、在外邦人に対し、発生国において、現地医療機関の対応能力喪失により十分な治療を受けられなくなる可能性があることから、早期の退避を検討するよう勧めるが、新型インフルエンザに感染した又は感染したおそれのある在外邦人に対しては、現地医療機関の診察・治療を受けるよう、医療機関や受診方法などを案内する。
- 感染した又は感染したおそれがある在外邦人に対しては、現地医療機関の対応能力喪失や抗インフルエンザウイルス薬払底等の緊急・特例的な状況下において他に代替措置がない場合に、応急措置的に在外公館備蓄分の抗インフルエンザウイルス薬の授与等を検討する。
- 国土交通省は、感染した又は感染したおそれがある在外邦人がチェックインしようとした場合には、厚生労働省が科学的知見に基づき作成した指針に従い拒否を行うべきことを、航空会社・旅客船会社に注意喚起する。

(4) 発生国から帰国した児童・生徒への対応

- 文部科学省及び外務省は、発生国にある日本人学校等から帰国した児童・生徒については、帰国が一時的なものであっても、就学の機会が適切に確保されるよう周知する。

第4章 我が国来航者への対応

1. 発生国から入国しようとする外国人への対応

(1) 基本的な考え方

- 海外で新型インフルエンザが発生した場合、帰国する在外邦人が急増し、検疫・入国審査の手続が大幅に遅れたり、停留場所の確保が困難になることが予想される。このため、在外邦人の帰国を優先させるとともに感染者の侵入防止の徹底を図る観点から、発生国からの外国人の入国を可能な限り減少させるため、状況に応じ措置を講ずる。

(2) 在外公館における措置

- 発生国に所在する在外公館では、厚生労働省の検疫強化措置に連携して、査証申請時に「健康状態質問票」等の追加書類を徴収し、感染が疑われる場合には、査証を発給しない。
(参考資料2参照)
- 事態の進展に応じ、新型インフルエンザ対策本部の決定に基づき、緊急事案等の必要不可欠な渡航を除き、査証発給を停止する（発生国が査証免除措置対象国の場合は、査証免除措置を一時停止の上、査証発給を停止する。）。さらに、感染拡大が進めば、これらの措置の対象国・地域を拡大する。ただし、水際対策としての査証措置の実効性については、次に掲げるとおり限界がある。
 - ・ 査証担当者には検疫上の知見はなく、関係書類の確認を行うにすぎないこと。
 - ・ 査証の有効期間は3か月であり、上記の措置の実施前に査証を取得した者が感染して来航する可能性があること、また、査証取得後に感染して来航する可能性があること。
 - ・ 上記の査証措置を行っても、事前に取得した査証をもって来航する者がいるため、直ちに来航者を絞り込むことは困難であること。
 - ・ 我が国への入国に際し、査証取得が不要な者、すなわち、再入国許可取得者、数次査証取得者（有効期間3～5年）及び発生国に居住する第三国の査証免除措置対象国籍者は、措置の対象外となること。

(3) 入国審査における措置

- 新型インフルエンザに感染した外国人は、入管法第5条第1項第1号に規定する上陸拒否事由に該当する。検疫手続において、外国人が感染していることが発見された場合、検疫所から入国管理局に隔離措置を行う旨通報され、入院措置が終了すれば、上陸申請前の状態に戻されることとなる。
- なお、入国審査において、感染者を発見した場合は、直ちに検疫所に通報し指示を仰ぎ、検疫手続に差し戻す。

(4) 密入国者への対応措置

- 発生国からの密入国が予想される場合、取締機関相互の連携を強化するとともに、密入国者の中に感染者がいるとの情報を入手し、又は認めたときは、検疫所等との協力を確保しつつ、必要な感染防止策を講じた上、所要の手続をとる。
- 水際対策関係省庁は、発生国から到着する航空機・船舶に対する立入検査、すり抜けの防止対策、出入国審査場やトランジットエリアのパトロール等の監視取締りの強化を行う。

- 都道府県警察及び海上保安庁は、感染者の密入国を防止するため、沿岸部及び海上におけるパトロール等の警戒活動を強化する。

2. 第三国を経由して入国しようとする発生国在住・滞在者への対応

(1) 基本的な考え方

- 国内の受入体制、発生国から入国する外国人の入国制限等の観点から、発生国からの直行便について運航自粛を要請したとしても、第三国に一旦入国し、そこからの入国が自由であれば、対策の意味がない。このため、第三国からの入国をチェックし、発生国での滞在の有無を把握するための方策を講ずる。

(2) 第三国を経由して入国しようとする者の捕捉

- 第三国を経由して発生国から入国しようとする場合、次の3とおりがあがる。
 - ・ 発生国を出国し、トランジットで第三国を経由して、我が国に至る場合（旅券上の最終出国証印は発生国）
 - ・ 発生国に在住しており、第三国に一旦入国した後、我が国に至る場合（最終出国証印は第三国）
 - ・ 第三国に在住しており、発生時期前後に発生国に滞在した後、第三国に帰国し、さらに我が国に至る場合（発生国の出国証印があるが、最終出国証印は第三国）
- また、第三国を経由し、入国しようとする意図としては、次のようなものが考えられる。
 - ・ 席が予約できず、発生国からの直行便に搭乗できない場合
 - ・ 発生国に在住していた者が、商用のため第三国に滞在後、さらに商用で入国しようとする場合
 - ・ 直行便で入国した場合の停留措置を回避しようとする場合
 - ・ 直行便が運航停止となったため、第三国経由で入国しようとする場合
- 現在、入国審査では、円滑かつ迅速な審査を実施する観点から、慎重な審査を要する外国人を除き、旅券上の全ての出国証印の確認は行っていないが、航空会社等の協力により、出国証印を簡単に確認することができるようにするとともに、自己申告を促すための工夫を行えば、第三国を経由して発生国から入国しようとする発生国在住・滞在者を把握することが可能になる。
- このため、次の方法により発生国での滞在を把握するとともに、虚偽申告を抑止することとする。

ア 全便に対する質問票の配付

- ・全便に対して、検疫法（昭和26年法律第201号）第12条に基づき、質問票を機内アナウンスとともに乗客に配付し、発生国に滞在していたことがある場合にはその旨を記載する等により、検疫に申告するよう、乗客に周知する。国土交通省は、このための協力を航空会社等に要請する。

イ 出国証印の入国審査や税関における確認

- ・機内等でのアナウンスや看板により、検疫終了後に、入国管理局や税関において旅券の出国証印を確認すること、旅券の最終出国証印が押されているページを開いて入国審査に臨むことを乗客に周知する。入国審査では、邦人及び外国人の全ての旅券について、一定程度以降の日付の発生国の出国証印をチェックし、これがあつた場合、速やかに検疫所に通報する。

第5章 検疫の実施

1. 検疫実施空港・港の集約化

(1) 基本的な考え方

- 発生国からの入国者の分散化を避け、万が一、入国者の中から新型インフルエンザの患者が発生した場合であっても感染拡大防止を図るため、また、検疫官を集中的に配置することにより更なる検疫強化を図るため等の公衆衛生上の観点から、発生国から来航する旅客機・客船（貨客船を含む。）を7港等に集約する。

- ・4空港（成田・関西・中部・福岡）

- ・3港（横浜・神戸・関門）等

（注）貨物船については、上記以外の検疫港においても対応。ただし、その積載物等により検疫港に入港することが困難である場合には、感染拡大のおそれに留意しつつ、別途関係省庁において対応を検討するものとする。

- この決定は極めて短期間に行う必要があることから、検疫集約化の実施手順・方法、濃厚接触者等の停留のあり方、入国審査、税関等における対応等を具体的に整理しておくことが必要である。
- 国内での感染が拡大し、対策を続けることの意味がなくなつたと考えられる時点で、通常の検疫体制に戻す。

- 集約した際の検疫実施については、「検疫に関するガイドライン」に詳細を示す。

(2) 検疫実施空港・港の集約化の流れ

- 厚生労働省は、新型インフルエンザの発生の疑いが生じた場合、水際対策関係省庁に情報提供を行うとともに、WHO、在外公館、非公式情報ネット、国立感染症研究所等からの情報を収集・分析し、発生の有無及び検疫集約化の必要性について検討を行い、関係省庁との協議を開始する。(参考資料6参照)
- 厚生労働省は、新型インフルエンザ対策本部又は関係閣僚会議に検疫集約化の開始を上申し、同本部等は、必要に応じ諮問委員会の意見を聞きつつ、方針を決定する。なお、急を要する場合には、同本部等を設置する前から検疫集約化の準備を開始する。
- 新型インフルエンザ対策本部等の決定後、直ちに、厚生労働省は各検疫所に対応を指示し、国土交通省は空港会社・港湾管理者や航空会社・旅客船会社に決定内容を伝達し、検疫所と協力して速やかに検疫集約化を開始する。
- 厚生労働省及び国土交通省は、定期便が着陸・寄港すべき空港・港を指定するための具体的手順を決めておく。なお、新型インフルエンザが一国内の一部地域で発生した場合、当該国の国土の広さや国内の移動手段の状況、国内の受入体制等を踏まえ、検疫集約化の対象地域を感染拡大に応じて順次拡大していくのか、当該国からの便を一斉に集約するのかといった点について検討を行うことが必要である。

(3) 各機関等の対応（検疫・入国審査・税関等）

- 各検疫所では、PCR検査に必要な検査機器の整備や乗客に配付する簡易マスクの確保を行うほか、次に掲げる点について、空港会社等と早急に調整を行う。
 - ・ 検疫の実施場所（オープンスポット使用、到着ゲートの専有化）
 - ・ 濃厚接触者等の感染のおそれのある者の停留（後述）
 - ・ 検疫時のトラブルに備えた警備
 - ・ 他検疫所からの職員の派遣、医師・看護師の確保、それらの宿泊施設の確保
- 入国審査・税関では、集約化された検疫実施空港・港に対し、必要に応じ、応援のための職員の派遣等を行うとともに、そのための宿泊施設の確保等を行う。
- 海上保安庁は、航行警報等により、船舶に対して検疫の強化に関する情報を提供するとともに、集約化された検疫実施港及びその周辺海域等において、混乱による不測の事態の

防止を図るため、必要に応じた警戒活動を行う。

- 国土交通省は、検疫の強化に伴う離発着の遅延等に備え、空港運用時間の延長について、あらかじめ関係者との調整を行う。また、検疫所では、離発着が遅延する場合、夜間においても検疫を行う。
- 防衛省は、検疫強化に対応するため、厚生労働省との調整により、役割及び所要等を明らかにし、自衛隊医官等の活用について検討を行う。
- 都道府県警察は、集約化された検疫実施空港・港及びその周辺において、混乱による不測の事態の防止を図るため、必要に応じた警戒活動等を行う。

2. 濃厚接触者等に対する停留措置

(1) 基本的な考え方

- 新型インフルエンザについては、感染してから発症するまでに潜伏期間があるため、水際で侵入を防ぐためには、発症前の健康な状態にある濃厚接触者等に対しても、最大 240 時間（10 日間）を超えない範囲で、発症しないことを確認するために、検疫法第 16 条の規定に基づく停留措置を行う。
- 厚生労働省は、医療機関以外の施設においても停留措置を行えるよう、体制を整備する。
- 停留措置に関する実務的な手引きは、厚生労働省が、別途定める。

(2) 停留場所等

1) 停留場所の確保

- 濃厚接触者等の停留場所としては、限られた資源を有効に活用する必要があることから、医療機関以外の施設を活用する。その場合、次に掲げる要件を満たす施設が適当である。
 - ・ その時点では発症していない者に一定の場所に留まってもらう必要があるため、肉体的・精神的負担が少なく過ごすことができ、衛生面でも問題がない施設
 - ・ 発症したとしても、まん延防止措置をとることが可能な個室管理ができる施設
- 停留場所の確保については、厚生労働省において、地方自治体や関係団体に説明するとともに、個々の宿泊施設と部屋の借上げについて早急に交渉を行う。また、職員に対する研修・訓練の実施、使用料等についても調整を行う。

- 集約化された検疫実施空港・港近辺では、宿泊施設の部屋数は限られているため、他の施設の利用についても検討を行う。
 - ・ 検疫所から離れた場所にある宿泊施設へのバス等での移送
 - ・ 国や地方自治体、企業等の研修施設、保養施設等の活用
 - ・ 在外邦人の帰国に利用された客船の活用
- また、新型インフルエンザの感染拡大の状況によっては、予想される停留対象者の数が既存の宿泊施設等の収容能力を超えることも考えられ、その場合の対応について、在外邦人の帰国の量的・時間的調整や代替的な停留場所の確保を含め、検討を行うことが必要である。

(3) 停留対象者への対応方針

- 停留対象者に対する食事等の生活支援については、停留対象者と直接接触しない範囲でそれぞれの停留場所となる宿泊施設等に行ってもらえるよう、厚生労働省において交渉を行う。
- 厚生労働省は、借上げ対象の停留場所において、停留対象者と接触する可能性のある者には、個人防護具を配付する。
- 感染した可能性がある者に対しては、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行う。
- 厚生労働省は、停留対象者の健康状態の観察や抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行うため、停留場所における医師・看護師を確保する。
- 検疫法上、停留対象者は、停留場所から外に出ることはできないが、その監視及び外出しようとする停留対象者に対する説得等については、基本的には、厚生労働省職員が行う。停留対象者が相当な数にのぼり、厚生労働省職員だけでは対応できなくなる場合の対応については、他に協力を求めることも含め、検討を行うことが必要である。
- 都道府県警察は、停留場所及びその周辺において、混乱による不測の事態の防止を図るため、必要に応じた警戒活動等を行う。
- 海上保安庁は、船舶において停留措置がとられた場合には、検疫所からの要請等に基づき、巡視船艇・航空機等による警戒警備を実施する。

3. 水際対策関係者の感染防止策

- 感染防止の基本は、個人防護具の着用、感染曝露後の抗インフルエンザウイルス薬の予防投与である。水際対策関係機関は、事前に個人防護具の整備を行う。また、厚生労働省は、予防投与のための抗インフルエンザウイルス薬の備蓄を行うとともに、関係機関への配付方法等について検討を行う。
- 新型インフルエンザが海外で発生した場合、水際対策関係者については、直ちに感染曝露するおそれがあることから、社会機能の維持に関わる者として、発生直後に本人の同意を得てプレパンデミックワクチンの接種を行う。
- 新型インフルエンザの発生前に、臨床研究の結果、プレパンデミックワクチンの安全性と有効性が確認された場合には、水際対策関係者に対し、発生前にあらかじめ接種することを検討する。

第6章 国内で新型インフルエンザが発生した場合の対応

(1) 基本的な考え方

- 我が国で新型インフルエンザの患者が発生した場合、IHRを踏まえ、国際的な責任を果たす観点から、国外に感染を拡大させないよう、感染者を国内に封じ込めることが必要である。

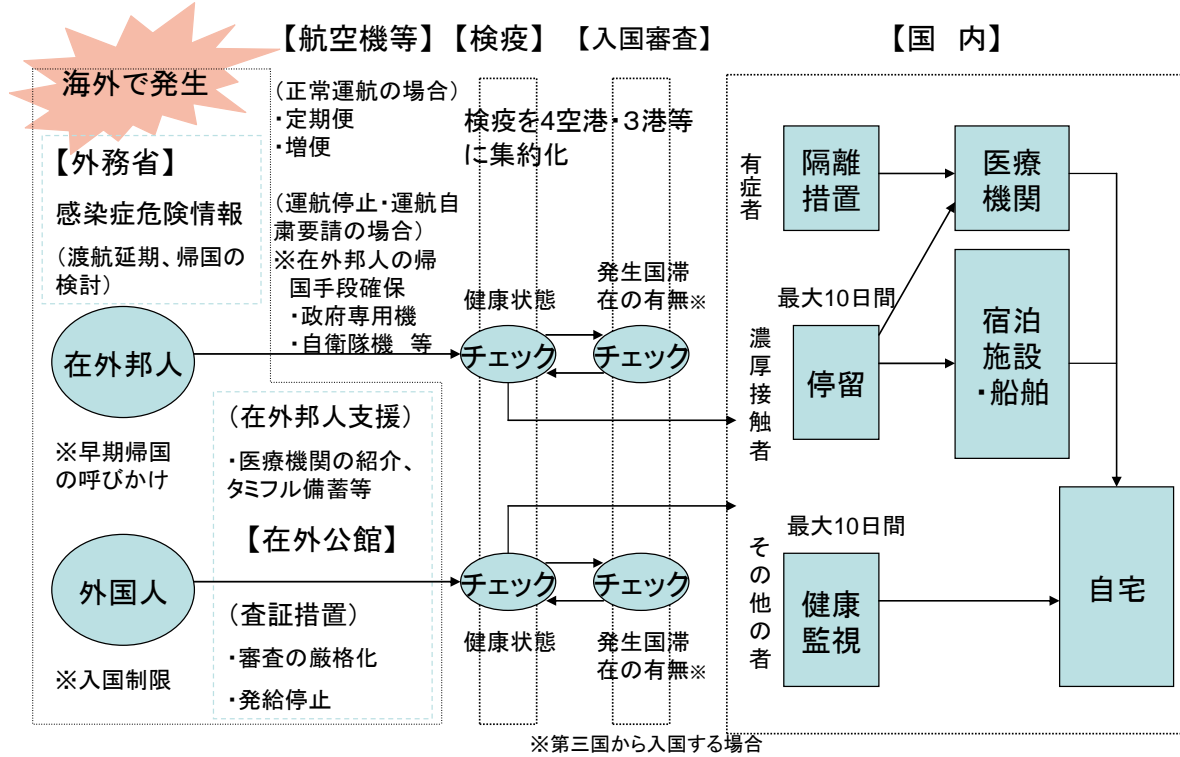
(2) 患者の国内封じ込め

- 新型インフルエンザ対策本部は、患者に対し、不要不急の出国を自粛するよう勧告し、厚生労働省、外務省等は、ホームページ等においてこれを周知する。
- 国土交通省は、発熱しているなど感染している可能性が高い者がチェックインしようとした場合には、厚生労働省が作成した指針に従い拒否を行うべきことを、航空会社・旅客船会社に注意喚起する。
- 外務省は、在外邦人に対し、新型インフルエンザの発生を受けて日本国内で出される警報や避難措置の指示など関係省庁から連絡を受け、情報の迅速な提供に努める。

参考資料 1 : 水際対策の概要

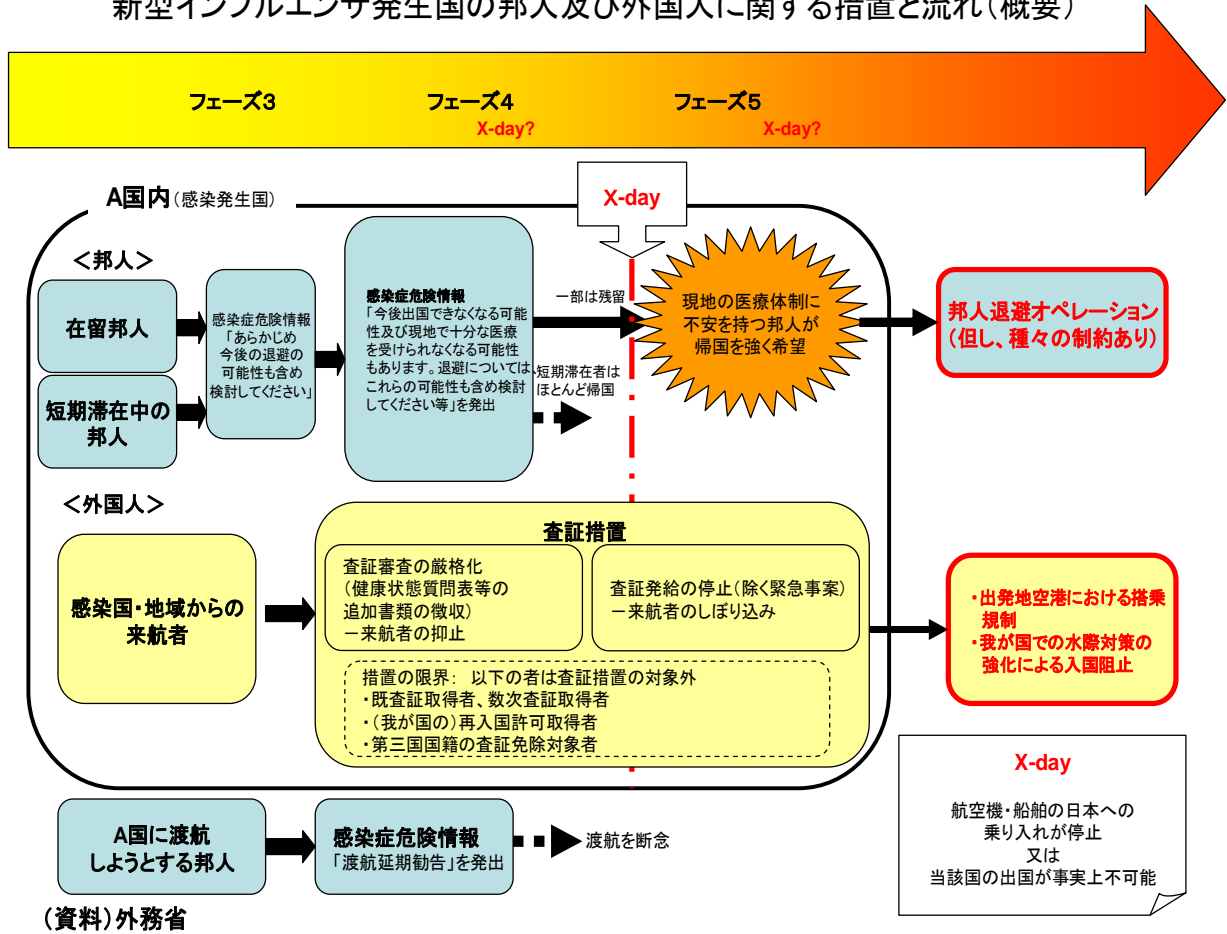
水際対策の概要

「ウイルスの侵入防止の徹底」と「帰国を希望する在外邦人の円滑な帰国」

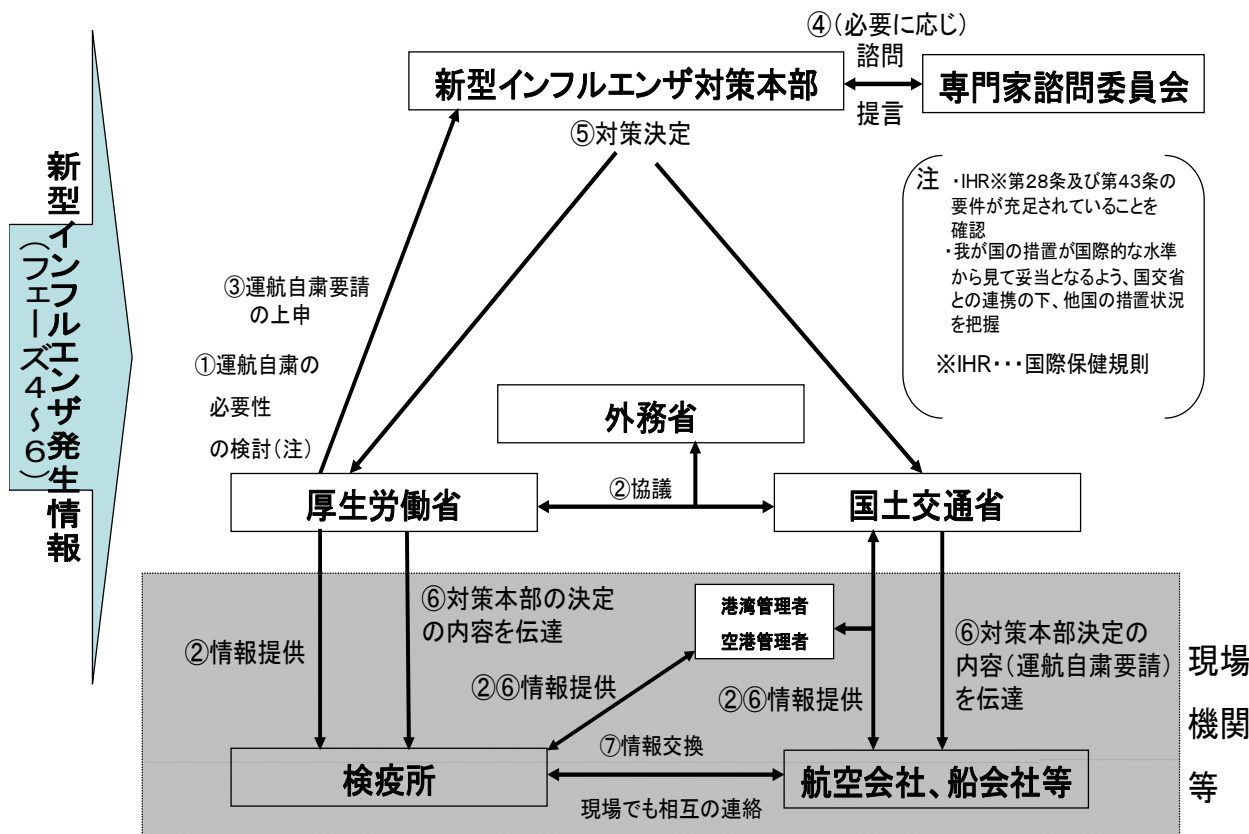


参考資料2：邦人と外国人に関する措置と流れの概要

新型インフルエンザ発生国の邦人及び外国人に関する措置と流れ(概要)



参考資料3：国際航空機・旅客船の運航自粛要請の決定の流れの概要



(資料)厚生労働省、国土交通省、外務省

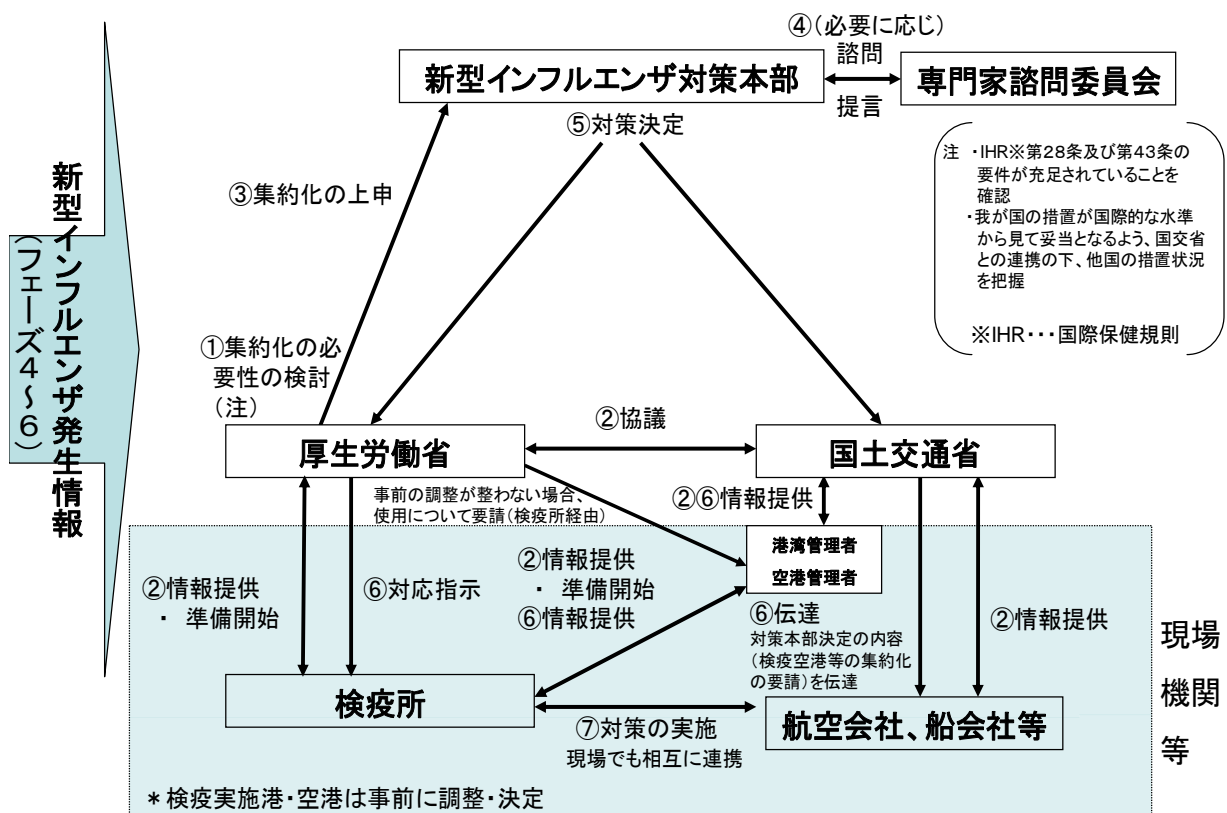
参考資料4：在外邦人輸送時の留意点

1. 政府専用機は約140人、C-130は約80人搭乗可能。
2. おおすみ型輸送艦の収容人員は最大約1000人(簡易ベッド等を使用)。
3. 海上保安庁の航空機の輸送人員は10数人、巡視船の輸送人員は最大約70人(いずれも運航要員等を除く。)

参考資料5：自衛隊による在外邦人輸送を行うための条件

- 管制・保安施設、航空機の離発着や船舶の出入港に必要な滑走路、埠頭等が正常に機能していること、現地でのグランドハンドリングが確保されていること（通常日本の航空会社を通じて現地業者に委託）など、発生国における輸送拠点となる空港・港の安全の確保が確認されていること。
- 機内・艦艇内において有症者が出た場合に備え、医師・看護師を搭乗させること。医師等の確保については、自衛隊医務官の活用を含め、関係省庁の協力を得て、外務省が手配する。
- 搭乗・乗船前に、在外邦人の感染についてチェックを行うこと。具体的には、在外公館を通じ、出発国・地域の検疫当局への依頼及び搭乗者からの健康状態質問票の徴収を行う。
- 自衛隊員に対し、感染予防策を講ずること。

参考資料6：国際航空機・旅客船の検疫集約化の方針決定の流れの概要



(資料)厚生労働省・国土交通省

参考資料7 新型インフルエンザが発生した際の政府の初動対応 (例)

	X国・周辺国の状況	WHO	新型インフルエンザ対策本部	外務省	厚生労働省	国土交通省	法務、財務、防衛、海保、警察等
1日目	A市で肺炎患者が入院						
6日目	患者は、多臓器不全により5日後に死亡し、家族や医療関係者にも同様の症状		官邸に情報連絡室又は官邸連絡室を設置	情報収集・提供	情報収集・提供	邦人輸送準備のため、提供を受けた情報を航空会社等と共有。臨時便等の運航について航空会社と調整を開始。	
7日目	WHOに専門家派遣要請						
8日目		専門家チームを派遣	関係省庁対策会議を開催し、検疫強化の指示、最初の感染症危険情報発出等の決定	最初の感染症危険情報（不要不急の渡航延期、帰国の可能性の検討）の発出、査証審査の厳格化	検疫所にX国からの直行便の検疫強化を指示。検疫集約化に向けた協議開始	検疫集約化に向けた協議開始	検疫集約化に向けた調整開始
10日目		地域封じ込めの準備開始	関係閣僚会議を開催し、検疫集約化等の準備を指示 官邸対策室を設置		検疫所に検疫集約化の準備を指示 検疫所が宿泊施設に対し借上げを要請	航空会社、空港会社等に検疫実施空港・港の集約化の準備に関する情報提供	出先機関に検疫集約化に対応した準備を指示
12日目	A市の地域封じ込め開始	フェーズ4を宣言。X国への渡航延期を勧告	対策本部を設置。海外発生期を宣言し、検疫集約化・停留開始、感染症危険情報発出等を決定	X国国民に対する査証発給停止 感染症危険情報（医療を受けられなくなる可能性、退避の検討）の発出	検疫集約化・停留開始	航空会社、空港会社等に検疫集約化の決定を伝達	出先機関に検疫集約化の決定を伝達 警備の強化を指示 入国審査時に旅券の出国証印を確認
14日目			対策本部開催				
16日目	X国の隣国が国境を封鎖、航空機等の運航を停止		対策本部開催		運航自粛の必要性について外務省・国土交通省と協議開始		
17日目	A市の地域封じ込め失敗を確認。感染力が極めて強いことが判明		対策本部開催		検疫所による宿泊施設の借上げ拡大		
18日目	在留邦人の中で不安広がる。		対策本部開催。運航自粛要請の決定。		X国への運航自粛の必要性を対策本部に上申	航空会社等にX国への運航自粛に関する決定を伝達	防衛省は、X国への自衛隊機等派遣の検討を開始
19日目	国内各地に感染拡大	フェーズ5を宣言	対策本部開催。				
20日目			対策本部開催	防衛省等にX国への自衛隊機等派遣を協議			
21日目	隣のY国でも感染者が発見	Y国への渡航延期を勧告	対策本部開催。X国への自衛隊機等の派遣、Y国便の検疫集約化を決定	防衛省等にX国への自衛隊機等派遣を依頼	Y国便の検疫集約化開始	航空会社等にY国便の検疫集約化の決定を伝達	自衛隊機等の派遣のための準備行為開始
22日目			【以下、X国と同様の対応】	【以下、X国と同様の対応】	【以下、X国と同様の対応】	【以下、X国と同様の対応】	
23日目			↓	↓	↓	↓	X国に自衛隊機等を派遣
24日目			↓	↓	↓	↓	X国から帰国希望者は全て帰国
25日目	Y国での感染拡大		↓	↓	↓	↓	